

千歳商工会議所青年部会則

(目 的)

第1条 本青年部は、会員相互の親睦と連携を密にし、企業経営者としての研鑽を積み、千歳商工会議所（以下「商工会議所」という）の事業活動への参画または協力を通じて地区内における商工業の振興を図り、兼ねて青年部会員の知識向上と企業の邁進に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本青年部の名称は、千歳商工会議所青年部（以下「青年部」）と称する。

(事 業)

第3条 本青年部は第1条の目的を達成するため、次に挙げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と研鑽のための事業を行う
- (2) 本青年部としての意見を会頭に上申するとともに、これを必要に応じて関係方面に具申し、または建議する
- (3) 商工業に関する調査研究・情報及び資料の収集を行う
- (4) 商工会議所等から要請された事業を行う
- (5) 関係諸団体との連携または協調を図ること
- (6) 前各号に定めるものの他、第1条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員の資格)

第4条 本青年部の会員は、商工会議所の会員事業所に在籍し、年齢48歳以下の者とする。但し、在籍中に48歳に達する場合は、年度の終了までは会員資格を持って有するものとする。また、在籍中に48歳に達した役員に関しては、年度の終了後、その直近の総会までの間は会員資格を持って有するものとする。

(加 入)

第5条 本青年部の会員になることを希望する者は、役員会の議決を経て所定の加入手続きにより、加入の申し込みをしなければならない。

(会 費)

第6条 会費は、20,000円とし、所定の納期まで納入しなければならない。

(脱 退)

第 7 条 会員はあらかじめ本青年部会長宛てに脱退する旨を所定の書面をもって通知のうえ、在籍期間内の会費を全納し、脱退することができる。

2 会員は次に掲げる理由によって脱退する。

- (1) 本青年部として資格の損失。但し、年齢制限による場合は、その年齢に達した年度の末日において脱退。
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除 名)

第 8 条 本青年部は、次の各号の 1 に該当する会員を会員総会の決議によって除名することができる。

- (1) 1 年以上にわたって会費の納入その他会員の義務を怠った会員
- (2) 本青年部の対面を傷つけ、又はその目的の遂行に反する行為を行った会員

(役 員)

第 9 条 本青年部に、次の役員を置くことができる。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 直前会長 1 名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 専務理事 1 名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2 名

(役員の仕事)

第 10 条 会長は、本青年部を代表し、会務を総括する。

- 2 直前会長は、会議に出席し、会務運営に関し必要な助言を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ指定された順位により会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。また副会長のうち 1 名を筆頭副会長とすることができる。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌握して、会長及び副会長に事故あるときは、職務を代行する。
- 5 理事は、本青年部の重要事項を審議し、会務を処理する。
- 6 監事は、本青年部の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員任期は、前任者の在任期間とする。

(直前会長)

第12条 本会に直前会長を置くことが出来る。

- 2 直前会長は、本会の目的達成に対する必要な重要事項については会長の諮問に依る。
- 3 直前会長は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 4 直前会長は、役員会に出席して意見を述べる事が出来る。
- 5 第11条(任期)の規定は直前会長に準用する。

(顧問・相談役)

第13条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。

- 2 顧問及び相談役は、本会の目的達成に対する必要な重要事項については会長の諮問に依る。
- 3 顧問及び相談役は、学識経験のある者などのうちから会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 4 第11条(任期)の規定は顧問及び相談役に準用する。

(会員総会)

第14条 本会に会員総会を置く。

- 2 会員総会は、通常会員総会及び臨時会員総会の2種とし、会長が招集する。

(会員総会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は、会員総会の決議を経なければいけない。但し、第2号の事項について、やむを得ない事情により年度途中で役員の変更が生じた場合には、役員会において変更を承認することができる。また、第3号から第5号の事項については会員総会の議決を経て、役員会に委任することが出来る。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 事業計画及び収支予算の決定または変更
- (4) 決算関係書類の承認
- (5) その他、特に本会の運営にかかわる基本的な重要事項

(会員総会の議長)

第16条 会員総会の議長は、会長をもってあてる。

(会員総会の議事)

第17条 会員総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 会員総会の議事は出席者数の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 会員総会における会員の議決権及び選挙権は各々1個とする。
- 4 会員はあらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面または代理人をもって議決権及び選挙権を行使することが出来る。
- 5 前項の規定により、議決権及び選挙権を行使するものは、出席者とみなす。
- 6 会長が必要と認めた場合は電子会員総会を開くことが出来る。その場合は第1項並びに第2項に準ずる。尚、この場合の代理出席は認めないこととする。

(役員会)

第18条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、専務理事及び理事をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べる事ができる。
- 4 会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の決議事項)

第19条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 会員総会に提案すべき事項
- (2) 会員の加入の可否
- (3) 会費に関する設定、変更等
- (4) 顧問及び相談役の委嘱の承認
- (5) その他本会の運営に関する事項

(準用規定)

第20条 第16条(議長)、第17条(議事)の規定は役員会について準用する。

(委員会)

第21条 本会にその目的達成に必要な重要事項を審議するため委員会を置くことが出来る。

(会 計)

第 22 条 本会の事業年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(収 入)

第 23 条 本会の経費は、会費その他収入をもってあてる。

附 則

1. この規則の実施に必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。
2. この規則は、平成 28 年 5 月 27 日から実施する。